

第 10 回 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会

日 時：平成 25 年 4 月 5 日（金）13:00～14:40

場 所：議事堂 3 階 301 委員会室

出席者：三重県飲酒運転防止に関する条例検討会委員 9 人

資料：第 10 回 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会 事項書

資料 1 正副座長たたき台案

資料 2 情報の提供等（案）

資料 3 定義（案）

資料 4 目的（修正案）

資料 5 前文（案）

資料 6 条例名（案）

資料 7 イメージ図

委員：ただ今から、第 10 回三重県飲酒運転防止に関する条例検討会を開催をいたします。

本日の流れですが、最初に、前回ご質問のありましたところについての説明、次に、前回ご議論いただいたところで修正の必要が生じたところの内容の説明、次に、定義、目的、前文、条例名の検討という流れで行いたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。まずはじめに、前回の検討会において、「6 再発防止のための措置」における「教育その他必要な措置」との文言について、「教育その他の必要な措置」と「その他」の後に「の」を加えた場合、内容がどのようになるのかとの問い合わせをいただいております。その結果を報告いたします。資料 1 の 5 ページ、「6 再発防止のための措置」の箇所でございます。事務局に確認をいたしましたところ、「教育その他必要な措置」という表現であれば、教育と必要な措置が並列的な並びになったの表現となり、「教育その他の必要な措置」であれば、教育がその他の措置の中に含まれるとの表現になるとのことでした。そういったことから考えますと、「教育その他必要な措置」は、教育と必要な措置がアンドでつながると。「教育その他の必要な措置」となれば、その他の措置の中に教育も含まれた内容としての表現になるということで、どちらも大きく中身そのものが変わることはないとの説明をいただいたところでございます。そして、これは委員からのご質問でありましたが、いわゆる措置というところで制裁的な内容までも入ってくるのではないかというお話をいただいたところであり

ますが、全体的な今回の条例の流れから見て、そこまでの心配等は、この条例からは感じられるところはないのではないかという整理を、正副座長でしたところでございます。この件につきまして、ご意見等ありましたら、いかがでしょうか。

委員：より限定的になるのはどちらなのかということだと思えます。やはり条文というものは解釈次第で七色に変わるものでありますので、例えば通説、判例とか有力説とかというようなことに法律だと分かれていくわけで、そういう中で一番誤解のない条文にしていくべきだと思えますけれども、より教育に含まれる限定的な読み方ができるのはどちらかということを考えていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

委員：その点につきましては、「教育その他必要な措置」というのは、教育と必要な措置ということで、教育に対して非常に強味を持たせた条文です。教育、その他の必要な措置となると、教育もその他の必要な措置の中の一つに入るという形になりますので、教育にグッと強味を持たせて必要な措置というところを少し弱めるという表現が正しいのかどうかはわかりませんが、教育のところを強めるという意味においては、「教育その他必要な措置」というほうが適切であると正副座長としては考えるところであります。

委員：「の」を入れると「の」を入れないので、おそらく法律上きちんと解釈があると思うのですが、含まれるというのが、教育がその他の措置の中に含まれるという考え方と、教育の中にその他の措置が含まれるという考え方があるわけですが、その辺はいかがですか。

委員：「教育その他の必要な措置」との考え方でいくと、「その他の必要な措置」というところに「教育」も中に入ってくるというような考え方になるというふうに思います。原文の「教育その他必要な措置」というのは、「教育」プラス「必要な措置」という表現になると思います。

委員：そうしますと、この条文の趣旨から言うと、あくまで教育とそれに準ずる措置をおそらく考えるのではないかと思うのですが、そこは教育から大きく外れる場合もありうるという読み方なのか、その辺はいかがですか。

委員：事務局、その辺どうですか。

事務局：まず、「教育」は必ずしてほしいというときは、「教育その他必要な措置」となります。「教育」を例示したいというときは、「教育その他の必要な措置」となります。「準ずる」というのを具体的に出したいというのであれば、「教育その他これに準ずる必要な措置」というような書き方もあろうかと思えます。

委員：「教育その他必要な措置」としている場合は、まず「教育」を再発防止のための措置としてやっていただきたいと。その他、教育だけではないけどもその他必要な措置ということで、そこにグッと強味を持たせているということです。どちらにしても、この必要な措置の中に再発防止のための措置として制裁的な措置であるとか、非常に厳しいものが自然的に入り込んでくるというようなことでは、全体の条例の流れからいってもないと思いますので。「教育その他必要な措置」ということで、教育に特化をしたほうが、その他必要な措置というところの意味合いが少しでも小さくなると言ったら表現が正しいのかどうかわかりませんが、教育というのを中心的に行っていた方がいいという表現だと思います。

委員：「その他の」と入れないほうが現在の文案どおりのほうが、より教育に近いものに限定され得るという理解でよろしいんですかね。

委員：おっしゃるとおりです。

委員：できるだけ読み替えのできないような条文にしていきたいと、そのようにお願いします。このままでも結構であります。それならば、いっそのこと教育等とか、必要な措置というものは外していくとか、そういうようなこともできればお願いしたいんですが、このままでも結構かとは思いますが。

委員：これが実際に運用されていく中で、今回の検討会の議事録というのも当然残っていくわけですので、そこを超えた内容の運用というのは基本的にはされないという理解をしていただいているのかなと思っています。よろしいですか。それでは、次に移らせていただきます。情報の提供等の修正案に移りたいと思います。資料2をご覧ください。前回の検討会において情報の提供等の案をお示したところ、結果の提供が年1回の基本計画の報告に含まれることがないように、例えば適宜や適切という文言を加えて修正すべきとの結論となりました。そこで、資料2のとおり修正案を正副座長で考えましたので、朗読をさせていただきます。「9 情報の提供等 県は、県民、事業者等が行う飲酒運転の根絶に関する取組に資するため、飲酒運転の状況に関する情報の収集、整理及び分析を行い、適宜、その結果の提供を行うものとする。」このような修正を加えさせていただきましたが、いかがでしょうか。ご意見、ご発言等がありましたらお願いをいたします。

委員：前回、年1回の報告の中に含有されてしまうおそれがあるので、修正をしてはどうかという提案をさせていただいた結果として、「適宜」というところで年1回の報告とはまた別ですということが明確になりましたので、この案に賛成でございます。

委員：ほか、いかがですか、よろしいですかね。そうしましたら、先ほど朗読をさせていただきました文に修正をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。次に、1点、文言修正についての相談をさせていただきたいと思います。今一度、資料1の2ページ「(3)事業者の努力ア」の箇所、「事業者は、その事業の特性を勘案しつつ」というところですが、ここの部分についてご相談をさせていただきたいと思い、この「(3)事業者の努力ア」の箇所ですが、「ア事業者は、その事業の特性をうんぬん」というふうなたたき台案ではなっており、いったんこの内容で決定をさせていただいたものでございます。この箇所を検討をする中で、質問で事業者団体は事業者に含まれるのかというご質問をいただいております。その当初、事務局からは、条例の趣旨から事業者を広くとらえることができるので、含まれると解してよいとの回答をさせていただきました。しかし、その後、事務局で調べたところ、「事業者及び事業者団体は」というように「事業者」と「事業者団体」を書き分けている例が散見をされました。そこで、この事業者は、現在のたたき台案ではこの「事業者は」に団体も含まれるという解し方の中で表現がされておりますが、より疑義を招かないようにするためにも、この「事業者は」の表現を「事業者及び事業者団体は」と修正をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。現在のこの文でも「事業者は」で「事業者団体」も読めるというふうに解しております。しかし、これが一般的に文書として出た場合、それをより明確にするために「事業者及び事業者団体は」というふうにさせていただきたいという文言修正の相談でございます。よろしいですか。そのほうがより明確になると思いますので。そうしましたら、「(3)事業者の努力ア」の「事業者は」を「事業者及び事業者団体は」との文言に修正をよろしく願いをいたします。それでは、次に定義の検討に移りたいと思います。資料3をご覧ください。前回、たたき台案の中に定義を設けるということで決定をさせていただきました。その定義として入れ込む項目案を作らせていただきましたので、事務局より説明をさせます。

事務局：資料3をご覧くださいと思います。定義(案)ということで、「飲酒運転」から「規則」までの6項目を挙げさせていただきました。まず、順番に説明させていただきます。1ページ以降、2ページ3ページに引用しました関係条文を付けさせていただきましたので、併せてご覧いただきたいと思います。まず、「飲酒運転」につきましては、「酒気を帯びて自動車等を運転する行為」というように挙げさせていただきました。これにつきましては、2ページの道路交通法第65条におきまして、「何人も、

酒気を帯びて車両等を運転してはならない」という表現がございます。道路交通法は車両等となっておりますが、自動車がメインであることから、あえてここでは自動車ということで表現させていただきまして、「酒気を帯びて自動車等を運転する行為を飲酒運転とする」と表現させていただきました。続きまして、「自動車等」でございます。これにつきましても同じく道路交通法第2条でそれぞれ定まっております。道路交通法第2条第1項9号に規定する自動車、同法第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車ということで表記をさせていただいております。それから、続きまして、「飲食店営業者」ということで、「酒場、料理店、その他酒類を専ら自己の営業所において飲用に供することを業とする者」ということで、これにつきましては、3ページの租税特別措置法第87条の8に表現がございます。続きまして「酒類販売業者」、酒税法第9条第1項の規定により、「酒類の販売用免許を受けた者」ということで、これにつきましては、同じく3ページの酒税法の第9条のところから表記をさせていただきました。それから、「飲酒運転違反者」ということで、道路交通法第117条の2第1号（酒酔い運転）又は同法第117条の2の2第1号（酒気帯び運転の違反行為をした者）ということにさせていただいております。それから、規則でございますが、ここは「7 受診義務（1）」、「12 委任」のところは2箇所出てきておりますので、「規則」としては「三重県規則、三重県教育委員会規則、又は公安委員会規則」ということで表記をさせていただいております。最後にご留意いただきたいのが、飲酒運転違反者についてでございます。酒酔い運転につきましては、ご覧のとおり1ページに図を描かせていただいておりますが、車両等から軽車両等まで含んでおりますが、酒気帯び運転につきましては、軽車両、自転車も含まれますが、これについては罰則の対象外と。違反であるが罰則の対象外となっていることをご留意いただきたいと思っております。定義についてのご説明は以上でございます。

委員：ありがとうございました。ざっと説明をさせていただきましたが、定義として6項目、「飲酒運転」、「自動車等」、「飲食店営業者」、「酒類販売業者」、「飲酒運転違反者」、「規則」の6項目を挙げさせていただきました。特に曖昧な表現は避けるということで法令等からその表現、定義を導かせていただいているということで、2ページ以降、その法令等を資料として付けさせていただきました。最後に、飲酒運転違反者について、酒気帯びと酒酔いでは、いわゆる軽車両、もっと具体的に言うと自転車が入る場合と入らない場合があります。これによって何か変わるということではないんですが、留意する部分として資料を付けさせていただきました。皆様のご意見等ありましたら

お伺いをしたいと思います。どうでしょうか。

委員：上の自動車等というところの自転車というのは、原動付自転車ということですか。

委員：これはまさしく一般的に言う自転車です。その前にある原動機付自転車というのは、いわゆる原動機付きバイクを言っております。表現としては違います。

委員：軽車両、自転車が罰則の対象外ということでしょうか。

委員：この軽車両の中における自転車、いわゆる一般的な自転車は、酒酔いの場合はその飲酒運転違反者として対象に入りますが、酒気帯びに関しては軽車両には入らないという道路交通法の規定になっているという説明でございます。

委員：酒気帯びであっても、今回の飲酒運転のこの条例に入るということですよ。もしも酒気帯びで自転車で運転していた人が捕まった場合、受診義務になるのかならないのか。先ほどのご説明だと、違反だけれども罰則はないという話ですよ。違反だから受診義務があるべきなのか、それとも、罰則ではないですが、受診義務を付けるべきなのか、その条例上の今回の整理を教えてくださいなのですが。

委員：「7 受診義務（1）」は、「飲酒運転違反者は」というふうになっておりますので、この飲酒運転違反者の定義として、この以下のようにさせていただいておりますので、いわゆる酒気帯びにおける自転車というのは、ここに入らないと。いわゆる法令上の考え方に基づいてこの条例も対象を考えていくという、こういう内容です。

委員：入る入らないは、別に意見があるところではないんですが、先ほどの説明だと違反ではあるが、罰則がないというご説明だったので、もう一度、その整理をお願いします。

事務局：道路交通法 65 条違反になりますが、罰則規定がないという形になっております。

委員：こういうことですよ、法律違反だけれども罰則はないと。でも、違反は違反で、条例に合わせたとき、条例は法律には罰則ないけれども、条例では違反者に対して受診義務を課すことになる。

委員：今回の条例というのは、今、飲酒運転違反者の定義はこのようにさせてもらっているんですが、飲酒運転違反者の中で、いわゆる流れからいくと、当然違反者として摘発を受けた者ですね、この方々を当然捕捉できるわけですので、そして、その方々に対して受診義務を課すという流れですので、飲酒運転違反者として罰則を受ける受けないというところは当然あるわけですが、やっぱり捕捉できた部分において、受診義務を課すという流れになるというふうに思います。

委員：そうすると、たまたま駐在さんが自転車に乗ってる人を何かの拍子で取り締まって、

その酒気帯びの自転車だったと。それで捕捉はできるわけですね、ひょっとすると。しかし、罰則はないと。この場合はいかなるのでしょうか。

委員：これは入らないという認識です。

委員：そうしますと、法律上の罰則の対象範囲を、今回、定義として違反者とその条例では定めるという理解ということによろしいですね。

委員：そういうことになります。

委員：これ読んでくと、そうは理解できないと思うんですよ。65条違反は、罰則はないけど違反ですね。違反者を捕捉はできるわけですね。酒気帯びで自転車に乗っている。酒気帯び程度だったから違反だけでも罰則はない。でも、条例上の受診義務の対象にならないとは読めないような気がします。

委員：ここはあくまでも飲酒運転違反者において道路交通法上の罰則を受けた者に対して受診義務を課すという条例の流れになります。

委員：その罰則を受けた者って書いてあるんですけど。

委員：表現としては飲酒運転違反者です。

委員：罰則を受けなくても違反者なので、罰則を受けないと条例で言う受診義務を課しないと、どこかに入れておいた方がいいのでは。

委員：ここの条例の流れからいくと、飲酒運転違反者で、かつ摘発を受けたものですね。ですから、いわゆる自転車に乗っていた者で仮に酒気帯びの範囲だったという者が入るかどうかということなんですが、この流れからいくと、その人が今回のこの受診義務に該当するかということに関しては、この条例の流れからいくと、これは該当しないということになります。それは、例えば捕捉できるという意味合いが、例えば、そこで名前を聞き住所を確認したら確認はできるわけですけども、それは法令上の摘発をするための行為ではないので、明らかに法令上は酒酔いにおけるの自転車は入りますけども、酒気帯びにおけるの自転車は入りませんので、そこはこの流れからいくと対象にはならないというふうになります。そして、実際にそこまでの事実的行為がその現場において行われるかと想定した場合、おそらくそういう事実的行為は行われなだろうと想定が成り立つと思います。条例で飲酒運転違反者で、かつ摘発を受けた者という書きぶりは、なかなか摘発をされたから、されないからというところで差をつけるということは、本来あってはなりませんので、こういう書きぶりになるというふうには理解をいたします。

委員：委員の考え方と同じです。付けていただいている3ページにありますが、道路交通

法第 117 条の 2 の 2 の 1 の違反行為をした者になっているので、その中に軽車両の酒気帯びは入っていないということ、ここで読み取ることになると思います。

委員: だから、そういう考え方で整理ができるというふうに思います。よろしいですかね。

非常に細かい部分を問うてくと、確かにそういった部分はあるんですが、こういう表現になると思いますので、そこはご理解をいただきたいと思います。ほか、どうでしょうか。あと、こういう表現が入っていないとか、これはどうなんだろうかということも含めても結構ですけども。定義の部分よろしいですか。そうしましたら、基本的には条例中に規定をする定義は、この 6 項目。そして、内容は以下のとおりということで。この定義を入れる場所ですが、資料 1 の 1 ページの「2 目的」と、「3 責任の及び努力」の間に入れることになりましてのでよろしく願いをいたします。それでは、続きまして、目的、前文、条例名に移りたいと思います。まず、目的と前文、条例名を資料に従って朗読をさせていただきたいと思いますので、資料 4、資料 5、資料 6 をご覧ください。まず、目的ですが、前回の検討会において、「鑑み」よりの前の部分については、前文にその旨を記載するのであれば重複するので、目的の部分には不要ではないかということで、その部分は前文のほうに移させていただいて、外させていただきました。さらには、「県の責務」だけではなく、「県民の努力」も記載すべきではないのかとの意見もいただいているところであります。さらには、「社会の実現に寄与すること」の「寄与」という文言は、不要ではないかとの意見をいただきました。その内容に従い案文を見直しましたので、朗読をさせていただきます。

「飲酒運転の根絶に関し、県の責務を明らかにするとともに、県民及び事業者の努力、基本計画の策定、教育及び知識の普及、受診義務、その他必要な事項を定めることにより、県民が安心して暮らすことのできる社会の実現を目的とする。」

このような内容に修正をさせていただいたところでございます。ご意見は後ほど伺いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。次に、「前文」ですが、皆様のご要望、ご意見を限りなく入れさせていただく中で、このような前文を作らせていただきました。少し長くなりますが、前文朗読いたします。

「『飲酒運転による事故から県民一人ひとりの命を守りたい!』、この思いは、県民誰もが願う素直な思いである。しかし、法律による厳罰化が進み、飲酒運転に対する社会的避難が高まっているにもかかわらず、県内においても、いまだこの飲酒運転による事故はなくなっていない。そして、この大切な県民の命が、飲酒運転事故という、本来防ぐことができる事故により奪われている。私たちは、飲酒運転の根絶のためには、

法律による厳罰化という外形的な対応だけではなく、規範意識の定着や再発防止という内面的な観点からの取組が必要であると考えます。そして、その具体的な取組として規範意識の定着のためには、教育機関等による教育及び知識の普及を、また、再発防止策としては、特にアルコール依存症に目を向けることを、その実効性ある施策として掲げる。また、この飲酒運転の根絶のためには、公務に携わる者が率先して取り組むことはもちろんのこと、県民一人ひとりが、飲酒運転は大切な命を奪う重大事故の原因となることを深く認識するとともに、飲酒運転をしない、させない、許さないという強い自覚を持って取り組むことが重要である。ここに、私たちは、規範意識の定着、再発防止という観点からの取組を中心に、県や県民等が一致協力し、飲酒運転を根絶するための取組を行うことによって、一日でも早く飲酒運転がなくなる日が来ることに願いを込め、この条例を制定する。」

これが前文でございます。そして、そのもとで条例名でございますが、3点ほど例示をさせていただきます。1つ目、「私たちの願い(三重県)飲酒運転^{ゼロ}推進条例」、この括弧のところの三重県は、入れてもいいし外してもいいという案でございます。2つ目に「三重県飲酒運転^{ゼロ}推進条例」、3つ目に「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」、この3点を案として挙げさせていただきました。前回の検討回において、この「0」という数字を入れたほうがいいのではないかというご意見をいただいておりますので、この条例名(案)は、すべてそれを入れ込んだ内容での表現でございます。以上、目的、前文、条例名について説明を一通りさせていただきました。皆様のご意見を伺いたいと思います。以上、一通りのご説明をさせていただきましたが、まず、目的から行きましょうか。当然リンクしてくることもありますので、リンクさせながらご意見を賜ればと思いますが。

委員：前回、皆様のご意見は、確か飲酒運転の根絶に関し、県の責務、その後に県民及び事業者の努力を明らかにするとともにというような確かご意見で理解しておるんですが、こちらのほうが良いということになったんでしょうか。

委員：県の責務並びに県民及び事業者の努力を明らかにするとともにという案もありました。法規上また流れ等を含めて、まず県の責務を明らかにするとともにというのを、少し特化したところがあります。しかし、県民及び事業者の努力もぜひ表記してもらいたいということで、こういう表現にさせていただきました。ほか、どうでしょうか。

委員：この表現でよろしいですか。大体皆様のご要望を入れたうえでの目的、修正案にさせていただきます。では、目的はこの内容で決定をさせていただきたいと

思います。続きまして、前文案についていかがでしょうか。

委員：まだこういう案をという提言まではできないんですが、率直な感想として、最初の部分で飲酒運転による事故に着目した書きぶりですよね。飲酒運転そのものをなくしていく、事故さえしなければいいのか、そこまで言う人はいませんけれども、飲酒運転そのものに着目したような書きぶりにしたほうがいいのかなどと思ひまして、自分の中でどんなふうな書きぶりがいいのかなと思って考えていたんですが、なかなかそこは思いついてないもんですから、一応問題提起という形で意見を述べさせていただきます。

委員：ありがとうございます。最終的にやはり飲酒運転そのものをなくしたいという方向に書き上げておるんですが、確かに一番最初の段落は、事故がなくなると。これは最初の括弧書きのところ。県民一人ひとりの命を守りたいという部分を少し特徴化させたいものです。やはり事故がいまだにゼロになってないという、確かにここは飲酒運転そのものから命を守りたいという形での表現でも、我々の最終目指しているのは、飲酒運転そのものをなくすることなんですが、飲酒運転から命を守りたいとなってくると、ちょっと流れとしてどうかなということで、ここはやはり事故がなくなっていない、ゆえに命が奪われているという表現にさせてもらったという経過があります。

委員：2段落目の厳罰化と再発防止等の対比が、外形的と内面的なということで対比いただいておりますね。厳罰化とは一線を画すということをお願いしてきて、こういうふうに入れてもらったのは大変ありがたいのですが、しかし、この書きぶりですと、厳罰化と一線を画しているというのとは違うようにも読めるかと思うんですね。あくまで外形と内面というアプローチという書き方ですと、以前から入れてもらっている北風と太陽という話ではないと思うんですね。もう少し温かみのある部分でアルコール依存症に目を向けるのだということをもう少し分かりやすい書きぶりをしていただきたい。この書き方だと、厳罰化の延長線上で内面にアプローチしていくというようにも見えなくはないので、できればもう少し分かりやすくお願いしたいです。

委員：ありがとうございます。外形的な対応だけでなく内面的な観点というのは、何度も言うように温かみというところで少し対比をさせながら表現をしたところです。だから、ここに着目いただいたのはありがたいのですが、厳罰化による限界という書き方をするのは書き過ぎだと思ひまして、厳罰化というのは外から厳しくすることによって、飲酒運転並びに事故をなくしていくと。それによってコアな部分が残っている。

そこに対して、例えば制裁的な措置とか更なる厳罰化ではなくて、内面的なアプローチ、規範意識の定着と再発防止の取組というところで、ここは差をつけたというか、それによってまさしくこれは制裁的な条例でなくて、温かみを持った条例案ですよ。だから、法律による厳罰化という外形的な対応とともにという書き方もしなかったんです。ともにだとそれとこれとなるので、それはそれとして大事だけでも、我々としては、内面的アプローチにおける再発防止と規範意識の定着に今度の条例は力を入れているんだという感じで書いています。もし、よりその思いが表現できるような表現がありましたら、またご提案をぜひともいただきたいと思います。ここは非常に大事に表現をさせてもらいました。

委員：本当に苦心いただいたということでありありがとうございます。自分も何か表現を提案できればと、また少し考えさせていただきます。

委員：ほか、どうですか。表現が長いので時間かけながらご意見をいただきたいと思います。

委員：この前文のところの最後に、「一日でも早く飲酒運転がなくなる日が来ることに願いを込めて」とありますけれども、次の条例名の案のところにはすべて^{ゼロ}0が入っていますし、^{ゼロ}0がいいんじゃないかとかないだの話し合いでもありましたので、「なくなる日が来ることに」を「飲酒運転が^{ゼロ}0になる日」という、^{ゼロ}0というのを一つ入れてはいかがと思いますが、いかがでしょうか。

委員：ありがとうございます。ここも^{ゼロ}0という表現をここまで入れるか、ここはまだ前文なのでなくなる日にするのかというのは悩んだところです。ここは皆さんのご意見をいただいて、「^{ゼロ}0になることに願いを込めて」も私はおかしくはないとは思いますが、ひとまずはこの「なくなる日が」というふうにさせてもらっているという感じです。そこはまた皆さんご議論いただきたいと思います。

委員：私もせっくなので、「飲酒運転^{ゼロ}0となる日が来ることに願いを込め」とされたほうが、この後の名称の議論にもつながりますので、いいという感じを受けます。

委員：委員に賛成いたします。別件ですが、5行目の「飲酒運転事故という本来防ぐことができる事故により奪われている」というところで、本来防ぐことができるというのは、防ぐべきじゃないのかなと思いがあまして、さっきゼロという話もありましたし、前向きに言うと、可能性を言っているんじゃないじゃなくて、目標ですので防ぐべきという表現のほうがよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。それと、もう1点、細かい話ですが、下から5行目、飲酒運転をしない、させない、許さ

ないというところは、これもかぎ括弧みたいなのをに入れていただいていたほうが、分かりやすくなるのかなと思います。

委員：ありがとうございます。前段の「防ぐことができる」を、「防ぐべき」にしてはどうかというところは、皆様のご議論をいただいて、案として「防ぐことができる」としているのは、いわゆる故意犯であるということなんですよ。飲酒運転というのは故意犯であると。だから、そこを要するに意識を上げてもらったら、これは防ぐことができるものなんだということです。そこはやはり意思を持って防ぐべき事故なんだとすることも、修正の可能の範囲だなと思います。それと、後半の飲酒運転をしない・させない・許さないというところ、これ一つの標語的な内容になっていますので括弧をというお話だったんですが、全体の流れの中で、ここを括弧書きすると、ここが一番伝えたい、一番強調したいみたいなのかなという感じを受けたんですね、括弧を付けると。今回一番強調したいところはここではなく、やはり規範意識の定着、再発防止というところを今回強調したい部分なので、あえて外したという感じです。一般的にいくと、当然これは括弧というのが皆さんの共通の意識だと思います。ここに括弧を入れますと、この前文において一番ここを強調したいみたいに映るので、あえて外したという感じです。

委員：括弧付ける付けないは、もしかしたらそうなのかなと思っていましたけど、一応聞かせていただきました。1点目については、皆様のお考えはいかがかと思います。

委員：いくつかご意見をいただいて論点整理して、こことこことここをどうしようかというのでまた決めたいと思います。ほか、どうですか。大体、では2点3点ほど少しここはどうしようかというところが出てきましたので、それに特化してご議論をさせていただいてもよろしいですか。それでは、1つ目に一番最後のところ、「一日でも早く飲酒運転がなくなる日が来ることに願いを込め、この条例を制定する」を、条例名がまだ案の段階ですが、^〇という表記があるので、「一日でも早く飲酒運転が^〇になることに願いを込め、この条例を制定する」というところについて、法制上、事務局問題はありますか。

事務局：もし調べて問題があるようでしたら、報告させてもらいたいと思います。

委員：ほか、どうですか。作成者の思いが最後に一番入るところですので。ご提案いただいたお二人に「^〇になること」にか、「^〇になる日が来ることに願いを込め」か、どっちでしたか。

委員：「^〇になる日が来ることに」です。

委員：「飲酒運転が^{ゼロ}になる日が来ることに願いを込め」ですね。ほか、どうですか。

委員：「交通事故死亡者ゼロの日」というのは、その日はゼロにしたいという、その日をフォーカスしている表現があるので、委員がおっしゃった「飲酒運転がゼロとなることに願いを込め」のほうがいいという感じを受けました。「^{ゼロ}になることに願いを込め」か、「^{ゼロ}となることに願いを込め」、その辺の表現はお任せしますけれども、「飲酒運転が^{ゼロ}になる日が来ること」というと、その日だけという読み違いを受ける可能性もありますので。

委員：「一日でも早く飲酒運転が^{ゼロ}になることに願いを込め、この条例を制定する」ということですね。では、この最後の部分、「一日でも早く飲酒運転が^{ゼロ}になることに願いを込め、この条例を制定する」ということに修正をさせていただきたいと思います。微調整がまだありましたら、またお許しいただきたいと思いますが。次に、ご議論いただいていたところで上のほうから5行目、「本来防ぐことができる事故により奪われている」を、「本来防ぐべき事故により奪われている」というところですが、これ少し意味合いが変わってくるかなと思いますけれども、このところいかがでしょうか。

委員：「防ぐべき」と言ったときの語呂があまり良くない気がして、それならば、例えば「あってはならない事故」とか、そういうようなのはいかがですか。

委員：「飲酒運転事故という本来あってはならない事故による奪われている」。今、原案は「本来防ぐことができる事故により奪われている」。修正案として、「本来防ぐべき事故により奪われている」と、さらには、「本来あってはならない事故により奪われている」という3つの案をお出しいただいておりますが。

委員：「あってはならない」という表現は、若干弱いというふうに思います。それと、「あってはならない」というという言葉のイメージなんですけど、よく学校なんかで不祥事が起きたときに、校長先生が「あってはならない」とことというような表現を使って、ちょっと曖昧に表現するようなときに使っている言葉、個人的にはあまりイメージのいい言葉でないとは思いますが、決して反対はしていません。それはそれでやりわりとした表現でいいと思いますけども。こういった条例の制定という意味合いでは、少し口語調表現じゃないかという意見です。反対はしませんけど。

委員：よく分かります。言葉の表現、非常に大事でしてニュアンスも含めて。前文といえども、確かに法令上の文章ですので、その辺はやはり確定的な文章が必要じゃないかという、このご意見も理解できるところです。ほか、どうでしょうか。

委員：私は原案どおりでいいかなと思っていまして、今まで出していただいた意見も別に

否定するものではないんですが、先ほど委員がおっしゃったように、ちょっと第三者的にひいて見てるようなイメージがあって、「防ぐべき」というのは確かに防ぐべきなんです、三重県議会として防ぎに行くんだ、防ぐことができるんだという思いで、厳罰化以外の方法で法令を補完するという意味も含めて、行政としてまだもう少し何か手を出しにいく、主体的に能動的に向かっていくことによって防ぐことができるという認識で、本県のこの条例を制定するという思いがあると思うので、この表現がより良いのかなとは思っています。

委員：分かりました。ありがとうございます。ほか、どうでしょうか。これがいい、これがだめではなくて、より良いものを採用していきたいという思いですので、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。そのうえで最終表現は一つになりますが、この3本が並ぶ訳ではありませんので。

委員：「防ぐべき」か「防ぐことができる」かというのを今一つ分かっていませんでしたが、今の委員のご説明で非常に納得しましたので、原案でいいという気がします。

委員：ほか、いかがですか。

委員：私も原案でいいと思うんですけども、もう一つ案を出せば、「本来、起こしてはならない事故により」という見方もあるかと思えます。

委員：ありがとうございます。ほか、どうですか。様々な案をお出しいただくことによって、皆様のご理解の中でも、ここの本来の意味がどんどん深まっていくというところがありますので。そのうえで最終一本にさせていただきたいと思います。よろしいですか、大体。そうしましたら、意見がまだ一本化されている状況ではありませんが、判断をさせていただいてもよろしいですか。多数決をとる場でもありませんし、本当に皆さんの思いを鑑みて、ここの表現は非常に重要だということの理解ができました。そのうえで飲酒運転というのは故意犯であり、これを更なる努力によって防ぐことが本来的にはできるものなんだということで、「防ぐべき」、ないしは「あってはならない」、又は「起こしてはならない」という表現をいただいたところではありますが、ここはその故意犯をなくしていく、そして、この条例によって防ぐことができるんだという意思を示すということで、原案で表現させていただきたいと思いますが、ご理解いただけますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。様々な案をいただくことによって、より深まりが出たと思いますので、ありがとうございました。次に、委員のご指摘をいただきました、この厳罰化という外形的な対応だけではなく、規範意識の定着や再発防止という内面的な観点からの取組が必要であると考えるとい

うところにつきまして、代案があれば、それを含めて検討をしていければと思います
が、案としてはここに制裁とかいった意味は逆に持たせないような形で表現はさせて
いただいた思いはあります。この部分でご意見を賜ればと思いますが、いかがでし
ょうか。よろしいですか。

委員：委員の温かみをできるだけ醸し出してほしいという思いは、ずっと理解をさせてい
ただいておる中で、ここはあくまでも厳罰化については法律によると書かせていただ
いてあるので、ここは厳罰化ということは法律が手掛けてきた部分であって、条例の
中で厳罰化もやるし、規範意識の定着や再発防止もするというニュアンスではないと
理解していただけないかと思います。

委員：ありがとうございます。委員どうですか。

委員：今、おっしゃったこともよく分かります。あくまで厳罰化は外形的であるというよ
うな読み方もできるかとは思いますが、しかし、その言い方で一線を画すというこ
とは読めます。読めますが、もう少し何か分りやすいことがないかと今一所懸命頭を
ひねっておるのであります。例えば「アルコール依存症に目を向ける」という表現で
すね、厳しくない言い方を多分していただいたと思うんですが、例えば、もう一段ア
ルコール依存症に対して温かい理解を持っていくんだというような表現ができないか
と思って今頭をひねっておるところです。

委員：まさしく、この「アルコール依存症に目を向ける」という表現、これを普通に書い
たら、「アルコール依存症対策」と書くんですね。そこをあえて、委員がずっとおっし
ゃっていただいていたので、アルコール依存症対策とは書かないと決めたという
か、「目を向ける」という表現にさせてもらったという感じです。注目というのもし
きついというので「目を向ける」という表現なんです。

委員：あまり大した助けにはならない話なんですが、7行目の「内面的な観点からの取組
が」という部分に、例えば「更に」と入れさせていただいて、こちらのほうの文章に
重みがいくように、「更に」を付け加えさせていただくのも一つの方法かなと思いま
す。

委員：取組が更に必要であると考えたら、ここに「更に」を入れれば、これに対してこの
条例は注力しているんだという意味合いになるのではないかというご意見ですね。ほ
か、どうですか。委員、思いはすごくよく分かるところありまして、何かまた違う表
現ができれば、それをぜひともという思いはあるんですが、温かみとか、あまり制裁
的、厳罰的表現は省こうということですとずっと作らせていただいて、そのうえで、だか

らといって曖昧になってはいけないと言いうところの一線もありまして、これが何言っているか分からないというのはちょっとどうなのかというところのラインで、「外形的」とか「内面的」とか「目を向ける」というのも、どちらかというところ少し曖昧さが出かかっている表現ではあるんです。しかし、この表現でなんとか温かみを持たせ、制裁ではないというところに形を向け、しかし、曖昧さの部分においてはギリギリの線というような文章にはさせてもらっているんですが。

委員：おっしゃるとおり非常によく練ってもらってあると思って、だからこそ簡単に手を加えられないというか、加えると全体が崩れると思って見せてもらっています。例えばですが、厳罰化という制裁的、外形的な対応とか、北風の外的な対応とか、そういう対比をもう少し強く出すのかなと。外形的な対応だけではなくということできっちり書いてはいただいておりますが、それとは違うんだという、本条例ではそれとは違うんだというのが、もう少し強く読めると本当はありがたいと思って。これでは、だけではなくですから、それに加えてという、当然法律と条例なので加えてなんですが、一線を画すというよりは、その上からさらにもう一つ乗せてというような形に読めなくないかなと思って、非常に今も何か言葉が出せないかと思って考えておるところです。

委員：よく分かります。だからといって、厳罰化の例えば限界とか書くと、法で規定していることを条例が、法律による厳罰化というのも大事な意味合いがありますので、否定をすることもできないだろうと。今は制裁的というお話をいただきましたが、厳罰化が果たして制裁なのかということもなかなか表現しづらいと。やはりそれは更正という意味合いも持って、この厳罰化に持ってきているということもあるでしょうし、ということでこういう表現にしておるんですけども。

委員：おっしゃるとおりだと思います。本来、厳罰化が制裁であってはならないわけで、更正していただかないといけないわけで、おっしゃるとおりだと思います。ただ、もちろんこの書いてあるとおりでなんですが、どこかでもう少し対比が出せないかと。今ちょっと思いつきませんが。

委員：その差異を出すということで、この文章でもすごく表現を分けた感じにしていると思うんですが、今、委員がおっしゃった、内面的な観点からの取組が更に必要であると考えるところなんかを、最終入れるかどうかは検討させていただいたうえで、入れようということであれば入れさせていただく、ないしは、それがなくても十分表現できているじゃないかという部分においては、そのままということもあり得ますが、

その辺のところでご理解をいただくということでどうでしょうか。

委員：そうですね、その辺かなとは思いますが。外形的な対応だけでなくということに、もう一つ何か入れてもらって、外形だけでは対応できない部分についてやるのだという形の意味合いの言葉をもう少し強く入れていただければありがたいなと、そのよう
にお願いさせていただきます。

委員：そこはお任せいただくということにさせていただいて、少なくともこの前文並びに
条例の中身を読む中で、委員がご懸念されていた部分にこれが読めるとか聞こえると
か、つながっていくことはないと思っています。当然、今日の議事録も含めて議事録
は残っていきますので。

委員：いろいろご配慮いただいて。こないだの一般質問で申し上げたとおり、何か保管期
限で議事録がなくなったりしないように、ぜひそれもお願いします。

委員：ほか、よろしいですか、この前文に関して。括弧の部分は、委員よろしいですかね。
その思いを持ってあえて外したということでご理解をいただければ。ありがとうございます
しました。そしたら、この「更に」を入れるかどうかに関しては、私ども正副にご一
任させていただいてよろしいですか。では、修正としては、この最後のところ、「ゼロ
になることに願いを込めて」というところを修正をさせていただき、前文（案）をひ
とまず確定をさせていただきたいと。

委員：一つだけ。委員が言われていた飲酒運転そのものに対する思いを前文にということ
なんですが、県民に訴えかけるという意味合いでは、やはり事故で尊い命が失われる
という部分を原点にしないことには、やはり少し伝わりにくいのかなという思いで、
できたら、前段の部分はこういう形で。目的のところにははっきりと飲酒運転の根絶
に関しということを書かせていただいているので、委員の思いは、この目的にしま
り入っているということでご理解をいただけないかと思えます。

委員：十分理解はしているつもりでございまして、ずっと考えとったんです。やはり究極
の目的は、事故があつてけがをしたり命を落としたりすることがないということが一
番いいことなのかと思えますし、基本的に思っているのは、飲酒運転によって、その
結果の重大性ということというのは、やはり認識すべきだと強く思っているとい
うことと、飲酒運転によってその家族自体も苦しんでいたりとか、地域が結果の重大性
について危機感や不安や不信感なり持っていたりとか、あと、検挙者が社会的制裁を受
けることによって、その家庭の財産が崩壊していったりとか、絆が崩壊していったり
とか、そういうことも非常に強くあるなという思いがあったものですから。最終的に

命を守っていくということで、県民の皆さんに対して強くアピールしていくということであれば、あんまり書き込みすぎると確かにぼけるなどずっと思っていましたので、原案で賛成をさせていただきます。最後に、「そして」というのが2箇所入っているんですが、「そして」を取ったほうが格調高くなるかなと思いました。あと、「しかし」を「しかしながら」にするとかというふうに前文らしくしていただいたほうがいいのかなと思ったりしました。どうするかは、お任せいたしますが。

委員：ありがとうございます。では、この表現については、これもご一任いただくということで、表現上の問題だと思いますので、ありがとうございます。今の最後のところは、この前文もそうですが、目的に県民が安心して暮すことのできる社会の実現とありますので、そこで今の委員の思いは十分表現されてくると思いますので、よろしくお願いをいたします。そうしましたら、条例名についてですが、こういった目的、前文をご議論をいただく中で、最終的に顔となります名前を、前回、^{ゼロ}0という数字を、また先ほども前文において^{ゼロ}0になるということにという表現をいただいた中で、この3案を示させていただきました。1点目が、「わたしたちの願い！（三重県）三重県飲酒運転^{ゼロ}0の推進条例」と。この「三重県」は外してもいいとは思っています。2点目には、「三重県飲酒運転^{ゼロ}0推進条例」、3点目には、「三重県飲酒運転^{ゼロ}0をめざす条例」と、この3点を挙げさせていただきました。いかがでしょうか。

委員：では、3番が一番シンプル、かつ分かりやすく、推進とかできるだけ漢字の読みのないほうが馴染みが深いと思うので、3番に推させていただきます。

委員：先ほどの議論の前文の1行目を使って「県民の命を守りたい！飲酒運転^{ゼロ}0推進条例」

委員：新たな。「県民の命を守りたい！飲酒運転^{ゼロ}0推進条例」。三重県は入れない。

委員：そうですね、なし。

委員：感嘆符を入れるかどうかは別にして。「飲酒運転^{ゼロ}0推進条例」。^{ゼロ}0は一文字ですか。

委員：はい。

委員：早くも4案目が出てくるとは、よもや思わなかったですが。忌憚のない意見をいただきながら決めていきたいと思えます。

委員：ちょっと確認で教えていただきたいんですが、全部これ飲酒運転^{ゼロ}0という言葉が入ってあって、資料3の定義のところ、飲酒運転と飲酒運転違反者の議論が委員と委員からございましたが、違反者という言葉は入れないほうがいいのですか。そもそも違反者というのは、酒気帯びと酒酔いと両方はいつている定義で、細かいんですけども、違反者0というほうが丁寧なのかなという思いがあるんですが、そこら辺いかが

でしょうか。

委員：これに関しては、確かに定義の部分で受診義務うんぬんというところで違反者を定義しましたが、我々の求めるものとしては、飲酒運転そのものをゼロにしていきたいというところで、これは条例名ですので、あまり細かく書き込むというよりは、すっきりさせてもいいのかなと。通称でいくと「三重県飲酒運転^{ゼロ}条例」みたいな通称名になるような感じかなと思うんですけどね。

委員：分かりました。

委員：ほか、どうでしょうか。

委員：私は2番ですかね。条例の名前ということで、できるだけ淡々とした短い文字のほうが覚えやすいかなと思います。

委員：すっきりしているということですね。ほか、どうでしょうか。

委員：どれか選ぶとするなら3番目かなという感じです。「飲酒運転^{ゼロ}推進」という言葉が、ゼロが読みづらいと飲酒運転推進のように聞こえてしまうのではないかという観点からです。「めざす」というほうが分かりやすいということです。

委員：ほか、どうでしょうか。

委員：3つともいい案だと思うんですけど、どれかというとなら3番と思います。上2つは「推進」が入っていて、3つ目は平仮名で「めざす」という意味が入っていて、平仮名のほうが分かりやすくシンプルかなと思いますので、そういうことで3番がよろしいかと思います。

委員：ありがとうございます。ほか、どうでしょうか、せっかくの機会ですから。

委員：私も3番がいいと思います。「三重県飲酒運転^{ゼロ}への条例」でもいいかと思います。すみません、5番目の案で。意味的には3番と同じなので。

委員：ほか、どうでしょうか。

委員：2番か3番かと思うんですが。サブタイトルで「私たちの願い」というのがあるといいかと。ちょっとカチッとってサブタイトルという感じでいけば2番という感じはあるんですけど。

委員：サブタイトルというのはどうとらえればいいのか。

委員：サブタイトルと言いましたが、条例を県民に周知するときのパンフレットを作ったときに、条例名があつて下にサブタイトルとか入れたらいいんじゃないかと。議会としての思いという感じで表現できたらいいという意味でサブタイトルという表現をしました。条例名にサブタイトルはないと思います。

委員：委員どうですか。

委員：難しいですね。確かに3番、漢字が続くよりは平仮名というのは、少し分かりやすさという面では伝わりやすいのかなというのは感じますけれども、せっかく願いという言葉も使っていますから、バランスも考えながら1番に名乗りを上げさせていただきます。

委員：これは難しいです。

委員：ネガティブリストで、これだけはやめてくれというのがなければ、あとは正副座長の方で決めていただいて構いませんが。

委員：私もこの3案を出しまして、実はすごく悩んでいるんです。普通なら1案出せばいいんですが、あえて3案出したというのは、正直言って悩んでいるんです。1番は、非常に少し他にはないものとして表記をしたところがありますね。2番はすっきりしていると。3番は、言葉上の分かりやすさというところです。ちょっとここで休憩を入れましょうか。休憩を入れて正副座長で話をさせていただいていいですか。皆さんの意見も加味しながら、そのうえでこれにさせていただきたいということによろしいですか。では、ここで5分ほど休憩をいただきまして決めさせていただきたいと思います。

(休憩)

委員：それでは、休憩前に引き続きまして、検討会を再開いたします。皆さまからのご意見をいただいたうえで、条例名(案)につきまして、正副座長で協議をさせていただきました。その結果、3番目の「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」にさせていただきたいと考えますが、皆様いかがでしょうか。ありがとうございます。そうしましたら、本県のこの条例の名称は、「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。それでは、一通り検討が終わりましたので、この案をもって、当初、条例素案というふうに言っておりましたが、まだ条文的に書いてありませんので、条例骨子案というふうにさせていただきたいと思います。なお、次の事項については、関係者等の意見を聞いたうえで確定することになっておりますので、よろしくお願ひします。その1点目は、「5 教育及び知識の普及(2)」の「教育を行うものとする」は、関係者の意見を聞いたうえで、必要とあれば「努めるものとする。」に戻すということが一部残っております。さらには、「重点取締区域」に

については、県警の意見も参考としながら、入れるかどうかを決めるところが残っております。さらには、「飲酒運転根絶の日」そのものの日は、パブリックコメントまでに決定をするということになっております。この3点は、条例骨子案が確定をしておりますが、執行部との協議の中、並びに飲酒運転根絶の日の具体的な日につきましては、パブリックコメントまでに決定をするということにさせていただいておりますので、お含みおきをよろしく願いをいたします。以上、内容につきまして、骨子案が確定をいたしました。が、全般的にご意見等がありましたらいかがでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。それでは、次の日程及び関係団体への文書による意見聴取に移らせていただきます。次回の検討会についてですが、4月25日木曜日10時から、及び4月26日金曜日10時から、連続になりますが、執行部からのこの骨子案についての意見聴取を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員：25日は、午前午後両方開けて、26日は午前という予定をしておけばよろしいでしょうか。

委員：はい、おっしゃるとおりでございます。予定としては、25日は午前、午後。26日はおそらく午前中で終われると思っておりますが、協議次第では延びるかもしれませんが、その思いであります。そして、関係する部ですが、総務部、健康福祉部、環境生活部、県警察本部、それから教育委員会が関係をしてまいりますので、順にその執行部から意見聴取を行いたいと考えております。次に、関係団体への文書による意見聴取ですが、この骨子案について、関係団体にまずは文書で意見を聴取をしたいと考えております。皆様からこの団体をぜひ聴取をしていただきたいというご意見がありましたら、承りたいと思っております。そのうえで、最終的にどこの団体に聴取するかは、ご一任をいただきたいと思っております。この団体にはぜひ意見を聞いていただきたいというところがありましたら、ご意見を賜りたいと思っております。

委員：事業者として、特定事業者という言い方をしなかったわけですが、飲食店業と酒類販売業については、特に定めをしておりますので、そこの団体にはぜひお願いをしたいと思っております。それと、教育の部分で議論もありましたが、「行うものとする」という表現には一応なっておりますので、この点に関して私学のほう、幼稚園をも含めたところの団体についても、特にお願いをしたいと思っております。

委員：分かりました。では、その部分を意見を聞かせていただく段取りをさせていただきます。ほか、どうでしょうか。

委員：できれば、飲酒運転で苦しんでおられる方が非常に多いと言われている自助団体、

断酒会とか、他にも県内、アスクとかいろいろあると思うんですが、そういうところも聞いていただきたいと。

委員：分かりました。これについては、断酒会であるとかそういった自助団体を調べさせていただいて、その全部というふうにならないかもしれませんが、そのいくつかにおいて聴取をさせていただきたいと思います。ほか、どうでしょうか。よろしいですか。

委員：医療機関もお願いします。

委員：分かりました。医療機関は、医師会という大きな団体になるのか、精神医会になるのか、これはお任せいただく形で医療団体ということでもよろしいですか。分かりました。ほか、どうでしょうか。大体よろしいですか。そうしましたら、先ほど意見を賜ったところを含め、聴取する団体を決定のうえ、期間を設けてこの骨子案について意見を聴取をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。本日、皆様にご議論をいただき議題は以上でございますが、他に皆様から意見がありましたらご発言をいただきたいと思います。よろしいですか。それでは、本日は、以上で検討会を終了させていただきます。この骨子案に至るまで、本当に皆様に忌憚のない意見を賜りました。心から御礼を申し上げます。次に、条例案に向けて、更に皆様のご協力を賜りながら、条例策定を進めていきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。これで、本日の検討会は終了とさせていただきます。

(終了)